

役員選出に関する規程

(目的)

第1条 本規程は、公益社団法人日本警察犬協会（以下「この法人という。」）の定款第13条第1項第2号、第18条第3項、第21条及び同第31条から第36条に基づき、役員選出に関する規程（以下「この規定という。」）を定め、その適正かつ公平な運営を図ることを目的とする。

(理事及び監事選出候補者の員数)

第2条 理事候補者の員数は、この法人の定款第21条第1項第1号の規定に基づき、理事会推薦理事候補者数及び全国支部連合会の推薦理事候補者数並びに自ら立候補者数を含めた25名以上とする。ただし、理事会推薦理事候補者と全国支部連合会の推薦理事候補者とが重複することを妨げない。

2 監事候補者の員数は、この法人の定款21条第1項第2号の規定に基づき、理事会において2名以上3名以内の候補者を選出することができる。

(理事候補者及び監事候補者の資格・条件)

第3条 理事及び監事の候補者は、この法人の定款第6条第1項第1号に定めるところの議決権を有する正会員とする。

2 理事及び監事の立候補者の条件は、以下のとおりとする。

- (1) 会員歴年数が10年以上の者とするが、理事会選出の理事候補者を除くこと
- (2) 特段の事情が生じない限り、理事会に出席できる者であること
- (3) 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律に定めるところの、欠格事由に該当しない者で、かつ、この法人に対し、善良なる管理者としての注意義務に違反しない良識ある有用な人材と認められる者であること

(理事候補者の各支部連合会割当数)

第4条 理事候補者の各支部連合会の割当数は、役員改選年度の前年度上半期における各支部連合会に属する正会員数と役員定数に基づき算出し、理事会が定める。

2 第1項の各支部連合会及び当該割当数は、概ね以下のとおりとする。

- (1) 東北・北海道支部連合会(3名以内)
- (2) 関東支部連合会(8名以内)
- (3) 中部支部連合会(3名以内)
- (4) 近畿支部連合会(4名以内)
- (5) 中国支部連合会(2名以内)
- (6) 四国支部連合会(1名以内)
- (7) 九州・沖縄支部連合会(3名以内)

3 前項の当該割当数にかかわらず、各支部連合会が特に必要があると認めるときは、各支部連合会の割当数に1名を追加して推薦することができることとする。ただし、自ら立候補者については、支部連合会割当数から除くこととする。

(理事候補者の選出)

第5条 理事候補者は、理事会選出候補者及び各支部連合会の推薦候補者を理事会の審議を経て、総会に当該各候補者が推薦される。

2 前項にかかわらず、正会員は自ら理事候補者となることができる。ただし、自ら理事に立候補する者は、当該支部に属する正会員の推薦人20名を要する。

- 3 前項の当該支部に属する正会員の推薦人資格者は、5年以上の会員歴を有し、かつ当該者が推薦できる理事候補者数は一人に限ることとする。

(各支部連合会の理事候補者の決定)

第6条 この規定の第4条の理事会で定める各支部連合会割当数の理事候補者は、当該支部連合会の総会で、前第3条の規定を遵守するなどして決定することとする。

(各支部連合会の推薦理事候補者の届出期限)

第7条 各支部連合会は、割当てられた理事候補者数を当該支部連合会に属する正会員の中から選出し、別途、理事候補者推薦書(別紙1)に必要事項を記載して、役員改選年度の前年度11月末日までに、理事会事務局に届出なければならない。

- 2 前項の理事会事務局とは、この法人の本部事務局をいう。

(自ら立候補者の届出期限)

第8条 自らの立候補者については、この規定の第5条第2項のただし書きに基づき、自ら立候補者の推薦書(別紙2)に必要事項を記載した推薦人名簿を添えて、役員改選年度の前年度10月末日までに、当該立候補者の属する支部連合会の会長に届出なければならない。

- 2 前項の届出を受けた当該支部連合会の会長は、この規定の第6条の規定に基づく総会において第3条の規定を遵守し第7条に規定する手続に基づき、11月末日までに理事会事務局に届出なければならない。

(理事会推薦理事候補者)

第9条 会長は、理事会の同意を得て必要と認められる者を理事会推薦候補者として選出し、総会に推薦することができる。ただし、会長が欠けたとき又は会長に事故あるときは、理事長がこれに当たる。

- 2 理事会は、理事定数から前項に該当する理事会推薦候補者の数を差し引いた残りの数の理事候補者を選出し、総会に推薦する。

(監事候補者の選出)

第10条 理事会は、監事候補者を選出して総会に推薦し、承認を得るものとする。

(理事候補者の推薦決定及び監事候補者の推薦決定)

第11条 この規定の第3条から第10条までの規定に基づき、理事候補者及び監事候補者の推薦の決定は、役員改選年度の前年度に開催する最終理事会において審議し、決定することとする。

(理事候補者及び監事候補者の総会決議)

第12条 理事候補者及び監事候補者の決定は、この法人の定款第18条第3項及び同第22条第1項の規定による。

(理事推薦候補者及び監事推薦候補者の役職改選総会出席義務)

第13条 前第11条において選出された理事推薦候補者及び監事推薦候補者は、特段の事情が生じない限り、役職改選時における総会に出席しなければならない。

(理事又は監事の補充)

第14条 理事会は、役員改選年次にかかわらず、この法人の定款第21条の定める定数内であれば、理事候補者又は監事候補者の補充を決議し、総会に推薦することができる。

(規程の改正)

第 15 条 この規程の改正は、理事会の決議を経て、総会の承認を得なければならない。

付則

- 1 この規程は、総会の承認を得て、公益社団法人日本警察犬協会設立の日の平成 25 年 1 月 4 日に遡り施行する。
- 2 役員の定年制の導入については、本規定の施行から 4 年後を目途に理事会で審議することができる。
- 3 この規程は、平成 27 年 2 月 25 日一部改正する。

□ 役員選出等に関する基本的な考え方

公益法人の新制度への移行に係る対応については、内閣府大臣官房公益法人行政担当室から各法人に対して、役員就任について不透明な選任が行われているのではないかといった疑念をもたれるおそれがある場合には、必要に応じ、役員の選任における透明性の確保を図る措置を求められるということでもあります。例えば、役員候補の公募の実施などがあります。(本規程は、従前の役員の選出方法に地域別割当制や一般公募制などを加えて、より透明性の高い規定を明文化し、その公平性、適正化を担保したものであります。)

□ 参考調査結果

1 会長 1 名を除く、現行理事 24 名の各支部連合会に属する員数分布表

東北北海道	関 東	中 部	近 畿	中 国	四 国	九州沖縄	合 計
3	8	3	4	2	1	3	24

2 各連合会に所属する会員数の分布表

東北北海道	関 東	中 部	近 畿	中 国	四 国	九州沖縄	合 計
325 (430)	961 (1,408)	329 (432)	474 (673)	240 (327)	156 (194)	302 (411)	2,787 (3,875)

※1 表中の数値は、正会員数を表している。

※2 表中の () 内数値は、正会員、特別会員及び名誉会員の総和である。

3 連合会の割当数「 $2,787 \times 1 / 24 = 116.1$ 」理事 1 人に相当する正会員数は、概ね 116.1 人となる。

東北北海道	関 東	中 部	近 畿	中 国	四 国	九州沖縄	合 計
2.8 人	8.3 人	2.8 人	4.1 人	2.1 人	1.3 人	2.6 人	24.0 人